

福岡市宿泊税に関する調査検討委員会 報告書

平成 30 年 11 月

福岡市宿泊税に関する調査検討委員会

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	検討にあたっての論点	2
第 3	宿泊税を財源とする取り組みについて	4
第 4	宿泊税の課税要件について	13
第 5	おわりに	20
参考 1	検討経過（平成 30 年）	21
参考 2	委員名簿	21
参考 3	福岡市宿泊税に関する調査検討委員会 設置要綱	22
参考 4	福岡市観光振興条例（平成 30 年福岡市条例第 55 号）	23
参考 5	福岡市の現状（福岡市観光振興条例案補足説明資料より）	25

第１ はじめに

福岡市の産業は、サービス業や小売業などの第三次産業が約９割を占めているため、たくさんの人に来てもらうことがまちの活性化につながると考えられる。

また、これまで、福岡市は、多くの人・モノが行き交う九州のゲートウェイ都市として、交通の拠点である博多港や博多駅などの「玄関口」の整備を進め、多くの観光・ビジネス客を呼び込み、受け入れてきた。しかし、こうした玄関口の整備には数十億円もの費用がかかっている。

今後も福岡市が九州の玄関口として、利便性や魅力を高めて、より多くの観光・ビジネス客を呼び込み、各地に送り出すことが九州全体の活性化にもつながり、そのためには観光振興の財源が必要となる。

福岡市議会において、今後必要となる観光振興財源としての宿泊税の創設を定めた「福岡市観光振興条例」の可決を受け、福岡市は宿泊税の導入に向け速やかに具体的な検討を行うこととし、同市における宿泊税等に関する調査検討を行うため、「福岡市宿泊税に関する調査検討委員会（以下、「本調査検討委員会」という。）」を設置した。

本調査検討委員会では、宿泊税を導入した先行都市の状況の把握や宿泊事業者のほか、広く意見を募集し、宿泊税の使途の具体化と課税要件について、議論を進め、検討を行った。

第2 検討にあたっての論点

法定外目的税の創設にあたっては、地方税法第 733 条の規定により、総務大臣は、道府県又は市町村から、法定外目的税の新設又は変更をしようとする協議の申出を受けた場合には、次のいずれかが該当すると認める場合を除き、これに同意しなければならないとされている。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること
- (3) (1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

また、地方分権推進の一環として、課税自主権の尊重、住民の受益と負担の関係の明確化、課税の選択の幅の拡大などの観点から法定外税制度が改正された趣旨を踏まえ、法定外税についての検討を行う際には、平成 15 年 11 月 11 日付総税企第 179 号「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」の通知を適宜参考とすることとされており、同通知によると、法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解したうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきとされている。

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について（抜粋）

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第 259 条第 2 項、第 669 条第 2 項及び第 731 条第 3 項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特

定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成 16 年 5 月 19 日総税企第 73 号）を踏まえて意見聴取を実施すること。

本調査検討委員会では、以上のこと及び福岡市議会におけるこれまでの検討内容等を踏まえ、今後検討すべき内容として、「推進すべき観光施策の具体化など」及び「納税義務者，特別徴収義務者，税率，免税点，課税免除などの課税要件」について検討を行ったところである。

第3 宿泊税を財源とする取り組みについて

本調査検討委員会では、福岡市観光振興条例（平成30年福岡市条例第55号）に規定する「宿泊税」を財源とする観光施策の取り組みについて、福岡市のこれまでの取り組みや他自治体の事例を踏まえつつ、宿泊事業者等のほか、広く意見を募集するなどして検討を行った。

1 福岡市の現状

福岡市は、福岡空港や博多港、博多駅が立地し、多くの人・モノが行き交う九州のゲートウェイ都市として、都市機能の強化など都市としての魅力向上に加え、Fukuoka City Wi-Fiの提供やMICE推進体制の強化など独自の受入環境整備に取り組むことにより、下記のとおり交流人口の増加が顕著である。

(1) 観光・MICEによる交流人口の増加

- ・ 入込観光客数は、4年で約1.2倍の2,050万人（2016年）
- ・ 宿泊客数は、4年で約1.4倍の727万人（2016年）
- ・ 国際会議開催件数は、4年で約1.5倍の383件（2016年）
- ・ 外国人入国者数は、5年で約3.7倍の298万人（2017年）

(2) MICE・ビジネス客の割合

- ・ 福岡市内の宿泊客は、約6割がビジネス客である。
- ・ ビジネス客の割合が50%以上の宿泊施設の数が増える。

(3) 福岡市のこれまでの主な取り組み

福岡市はこれまで、より多くの観光客を呼び込み、九州全体の活性化につなげるため、下表のとおり様々な整備を行ってきた。

福岡市が行っている広域的な機能の整備・運営（主なもの）

①海の玄関口 受入環境の整備

クルーズ船の受入環境整備 (クルーズセンター整備や岸壁の改良など、整備費 約50億円)	市費	国費	県費
	約40億円	約10億円	0円
クルーズセンター運営や クルーズ船の観光バス対応など	市費	国費	県費
	毎年約3億円	0円	0円

②陸の玄関口 受入環境の整備

博多駅リニューアルに併せた駅ビルとバスターミナルを 結ぶ歩行者連絡橋などの周辺環境整備 (博多駅再整備事業 総事業費 約67億円)	市費	国費等	県費
	約23億円	約44億円	0円

③九州各地の情報発信

博多駅と天神の観光案内所の整備・運営	市費	国費等	県費
	運営に 毎年約 3 千万円	0円	0円
	案内所の整備を含めると これまで 総額 約6億円	約1.5億円	0円

九州情報コーナーを含む 市役所 1 階ロビーの整備・運営	市費	国費等	県費
	これまで 総額 約1.4億円	約0.5億円	0円

④MICEの推進

マリンメッセの整備	市費	国費	県費
	約297億円	0円	0円

福岡国際会議場の整備	市費	国費	県費
	約100億円	0円	0円

第 2 期展示場及び立体駐車場の整備・維持	市費	国費	県費
	約95億円	0円	0円

⑤福岡市内の交通対策

福岡タワー周辺における観光バス駐車場の確保	市費	国費	県費
	約4千万円	0円	0円

天神地区や福岡タワー周辺の駐車場の 交通整理員の配置	市費	国費	県費
	毎年 約3千万円	0円	0円

⑥来街者の利便性向上

無料の公衆無線LAN環境の整備・運営等	市費	国費等	県費
	これまで 約1.4億円以上	約0.1億円	0円

2 福岡市観光振興条例で定める観光施策の方向性と福岡市の取り組み

福岡市議会において可決された福岡市観光振興条例で規定する宿泊税を財源とした施策、事業イメージ及びそれに対応する市の主な取り組みは下記のとおり。

条例に規定する 施策	事業イメージ (福岡市観光振興条例案補足資料より)	平成 30 年度までの市の主な取り組み
観光産業の振興 (第 6 条)	観光に関する産業の生産性の向上及び観光振興に寄与する人材の育成に必要な施策の実施その他の観光に関する産業の振興に必要な施策に取り組む。 ・観光に係る人材の確保及び育成 ・キャッシュレス化 ・IoT活用の推進 等	・商店街インバウンド対策支援事業 ・インバウンド向け伝統工芸品開発事業 ・観光ビッグデータを活用した観光案内・サービス実証 ・おもてなし力向上支援補助金

条例に規定する 施策	事業イメージ (福岡市観光振興条例案補足資料より)	平成 30 年度までの市の主な取り組み
受入環境の整備 (第 7 条)	国内外からの旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるよう、観光を取り巻く情勢の変化に対応した受入環境の整備その他の必要な施策に取り組む。 ・外国人旅行者対応（多言語対応、トイレ洋式化、急患対応等） ・観光案内機能の充実 ・W i - F i の充実 ・市内の回遊性向上 ・バリアフリー化 ・宿泊事業者に対する支援 等	・「Fukuoka City Wi-Fi」の提供 ・観光案内所の機能強化 ・観光案内板の設置 ・観光バス受入環境の改善
観光資源の魅力 の増進等 (第 8 条)	国内外からの旅行者の来訪の促進を図るため、地域の食、歴史、文化、自然その他の観光資源の魅力の増進及び新たな観光資源の発見、国内外に向けた魅力の発信その他の必要な施策に取り組む。 ・食、歴史、文化、自然等を活かした魅力づくり ・ナイトタイムの魅力向上 ・ファミリー層向けコンテンツの充実 等	・観光プロモーション事業 ・福岡市・九州離島広域連携事業 ・博多旧市街プロジェクト ・日本で唯一の歴史資源活性化事業 ・市街化調整区域におけるグリーンツーリズムの推進 ・市街化調整区域における観光ビジネス活性化事業
M I C E の振興 (第 9 条)	M I C E（国際会議その他の多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントをいう。）の受入環境の整備、誘致体制の強化その他の M I C E の振興に必要な施策に取り組む。 ・M I C E の受入環境の整備 ・誘致体制の強化 等	・MICE ワンストップ体制の運営 ・スポーツ MICE の振興 ・ハイクオリティホテル建設促進制度
持続可能な観光 の振興 (第 10 条)	宿泊施設に関する法令の適切な運用の確保、良質な宿泊施設に係る情報の提供その他の市民生活との調和に配慮した持続可能な観光振興に必要な施策に取り組む。 ・市民及び旅行者の安全安心の確保のための取組 ・健全な民泊推進のための取組（違法民泊への対策） ・旅行者増加による市民生活への影響緩和策 等	・適正民泊推進のためのガイドブック作成 ・外国人向けのマナー映像の製作

3 観光振興に係る他自治体の取り組み状況及び宿泊事業者の意見

(1) 他自治体の事例

宿泊税導入先行自治体等の主な観光振興の取り組みは下表のとおり。

施策項目	事業例	他自治体
観光産業の振興	・ 富裕層受入環境整備 ・ タクシー事業者向け多言語対応端末導入補助事業 ・ 宿泊施設のおもてなし環境整備促進補助金 ・ 宿泊施設の経営強化・魅力発信支援 ・ 特別徴収義務者への事務費補助 ・ 金沢の料亭・茶屋改修事業費補助	札幌市 東京都 大阪府 京都市 京都市 金沢市
受入環境の整備	・ 観光バス駐車場整備補助 ・ Wi-fi 環境整備事業 ・ 「きれいなまち横浜でおもてなし推進事業」 ・ 観光地等の公衆トイレの整備 ・ 「トラベルサービスセンター大阪」運営事業費 ・ 外国人旅行者安全確保事業 ・ 災害時の観光客等への対策	東京都 横浜市 横浜市 横浜市 大阪府 大阪府 京都市
観光資源の魅力の増進等	・ 水辺の魅力を活かした東京の顔づくり ・ 大阪ストーリープロジェクト事業 ・ ナイトカルチャー魅力創出事業 ・ 観光客向け誘致宣伝・観光客の分散化の推進 ・ 「神戸の食」の世界へ発信 ・ アーキテクチャー・ツーリズム建築費 ・ ピースツーリズム推進事業 ・ 広島城観光振興事業	東京都 大阪府 大阪府 京都市 神戸市 金沢市 広島市 広島市
MICEの振興	・ MICE 誘致の推進 ・ MICE 誘致・開催支援事業 ・ コンベンション推進事業 ・ グローバル MICE 都市・KOBE の推進 ・ 金沢 MICE 促進事業費補助 ・ MICE の推進	東京都 横浜市 京都市 神戸市 金沢市 広島市
持続可能な観光の振興	・ 観光地等における混雑緩和策 ・ インバウンド需要獲得強化・マナー啓発事業 ・ 地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業 ・ 自転車走行環境整備 ・ 「民泊」対策事業 ・ 民泊サービス向上検討費	京都市 京都市 京都市 京都市 京都市 金沢市

(2) 宿泊事業所へのアンケートにおける宿泊税の使途に関する主な意見

※ 宿泊税を財源とした取組みに期待すること，取り組んでほしいこと

- 広域観光の機能強化に関する意見
 - ・ ウォーターフロント整備
 - ・ クルーズ整備
 - ・ 多言語対応のできる観光案内所や電話対応サービスの充実
 - ・ 外国語による看板の充実
 - ・ Wi-Fi の充実
 - ・ 福岡及び九州への旅行を喚起させるようなプロモーションやイベントの実施
 - ・ 福岡市を世界へPRするための予算
- MICE の振興に関する意見
 - ・ MICE 受入
 - ・ MICE の誘致
 - ・ スポーツ MICE の振興
 - ・ キャッシュレス化の促進
- 都市の魅力向上に関する意見
 - ・ 博多旧市街プロジェクト
 - ・ 福岡城の復活など大きな観光名所となるような資源増への取組み
- 民泊関係に関する意見
 - ・ 違法民泊への対策
 - ・ 民泊の管理
- その他
 - ・ 宿泊者の飲食店予約センター
 - ・ ホテル回遊バスの運行
 - ・ 急患対応
 - ・ 観光に係る人材の育成
 - ・ 宿泊税を導入した場合のシステム改修経費
 - ・ しっかり明確な使途を定めて実行していただきたい
 - ・ 財源がしっかり福岡市の観光推進に使われていることが目に見えて判るようにしてほしい
 - ・ 国内外問わずお客様のためになるような使い方をしてほしい
 - ・ 海外の方が何を必要としているのか海外の方に調査した上で取り組んでもらいたい

4 宿泊税を財源とする取り組みの考え方

今後必要となる観光施策について、以下の表のとおり①～③の視点から整理した。

項目	整理の視点
①福岡市観光振興条例で定める施策に充当すること	目的税である宿泊税については、福岡市においては、福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てることとなっていることから、福岡市観光振興条例に定める目的、基本理念、施策に沿った事業に充当する。 ○福岡市観光振興条例で定める施策 観光産業の振興・受入環境の整備・観光資源の魅力の増進等・MICEの振興・持続可能な観光の振興
②九州における福岡市の役割や今後の観光・MICEの動向等を踏まえ、重要性や優先度の高い事業を選択すること	福岡市観光振興条例に定める施策の事業内容については、市議会での検討や審議、調査検討委員会での意見、宿泊事業者等関係者の意見、これまでの福岡市の取り組み等に基づき、下記の観点から、重要性や優先度が高い事業を選択し、例示した。 i) 福岡市の役割として、これまで取り組んできた「九州の玄関口としての拠点整備」の実績や重要性 ii) 福岡市や九州において、今後5年間、大規模MICEの開催等が予定されており、福岡市や九州にとって大きな機会であるとともに、その受入環境整備等は喫緊の課題であること iii) 観光客の増加やMICEの誘致・開催が進めば、関連する観光産業や市民生活への影響を考慮することが必須
③既存事業へ単純に充当しないこと	宿泊税については、今後の行政需要の増加に対し、安定的な財源を確保する観点から導入されたことを鑑み、これまで取り組んできた既存事業へ単純に充当するのではなく、下記の事業へ充当すべきである。 i) 新規事業 ii) 既存事業の拡充 iii) 左記 i ii の効果的な継続事業 iv) その他予見することが難しく、緊急性かつ必要性が認められる事業

【参考：今後5年間の観光・MICEの動向】

国における訪日外国人の増加目標（2020年までに4,000万人、その後6,000万人）の中で、福岡市や九州において、今後5年間で、大規模MICEや施設の開業等が予定されており、九州へ多くの人を訪れることが見込まれることから、九州の玄関口としての福岡市の役割が益々高まると考えられる。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年以降
大規模MICE	世界フィギュアスケート国別対抗戦（4月） 第103回日本陸上競技選手権大会（6月） G20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議（6月） ラグビーワールドカップ（9～10月）	東京オリンピック・パラリンピック事前合宿（スウェーデン）（ノルウェー）（7月）	世界水泳選手権（7～8月） 第54回日本薬剤師会学術大会（9月）	大規模学会（約7千人） 大規模大会（約1万人）	大規模学会（約2万人）
福岡市内の ゲートウェイ 機能強化の動き	福岡空港民間委託開始（4月）	天神ビッグバン（～2024年）			
			第2期展示場開館（4月） 青果市場跡地開業（ららばーと、キッザニア等）	旧大名小跡地開業（び・リッツカールトン等）（12月） 福岡市営地下鉄天神南～博多間開業	
九州の動き	ラグビーワールドカップ（9～10月：大分、熊本） 女子ハンドボール世界選手権【熊本】（11～12月） 熊本城ホール会館開館（12月）	かごしま国体（10月）	長崎市交流拠点施設開館（11月）	九州新幹線開業（西九州ルート）	佐賀国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会

5 今後必要となる観光振興策と事業規模

- (1) 九州のゲートウェイ都市機能強化に向けた取り組み：1,721 百万円
(観光客、MICE・ビジネス客、市民・市内事業者向け)

条例における施策項目	事業例	概要	平年の事業費 (百万円)
MICEの振興	MICE施設の充実 (拡充)	MICE施設の利便性・快適性の向上や機能強化	700
MICEの振興	MICE誘致の強化 (拡充)	質の高いMICE誘致、推進体制の強化	170
観光資源の魅力の増進等	観光拠点の形成 (新規)	エリア観光の回遊拠点の形成	200
受入環境の整備	観光バス駐車場、乗降場の整備 (拡充)	九州各地へのアクセス強化のための整備	92
受入環境の整備	Fukuoka City Wi-Fi の利便性向上 (拡充)	高速化とスポット拡充	424
受入環境の整備	観光案内所の充実 (拡充)	既存施設の機能強化や新規設置	100
受入環境の整備	九州周遊ルート形成のためのデジタルマーケティング (新規)	ビッグデータ等を活用した動向調査・分析	25
観光資源の魅力の増進等	フライ&クルーズの推進 (新規)	前泊、後泊を伴う博多港を発着するクルーズの推進	10

- (2) 大型 MICE 等の集客拡大に対応するための取り組み：1,237 百万円
(観光客、MICE・ビジネス客向け、市民・事業者向け)

条例における施策項目	事業例	概要	平年の事業費 (百万円)
MICEの振興	大規模MICE受入準備 (拡充)	キャッシュレスの推進など地域の受入体制の強化	100
MICEの振興	ユニークベニューの開発 (拡充)	水辺や歴史文化施設を活用したユニークベニュー開発	50
受入環境の整備	来訪者にもやさしい環境づくり (新規)	MICE施設や観光施設でのユニバーサル対応	247
観光資源の魅力の増進等	MICE開催おもてなし事業 (拡充)	ミストによる暑さ対策や花を用いた歓迎	119
受入環境の整備	観光案内サイン等充実強化 (拡充)	デジタルサイネージの設置やIoTを活用した案内強化	340
受入環境の整備	観光地等の公衆トイレの整備 (新規)	トイレの洋式化やバリアフリー対応	114
受入環境の整備	災害時の外国人観光客対応 (新規)	災害発生時に必要な情報を入手できる環境整備等	11
観光資源の魅力の増進等	都市の魅力的なコンテンツづくり (拡充)	夜の魅力づくり、エンタメの魅力向上等	256

(3) 観光産業や市民生活へ着目した取り組み：544 百万円
(市民・市内事業者向け)

条例における施策項目	事業例	概要	平年の事業費 (百万円)
観光産業の振興	宿泊施設のおもてなし 環境づくり支援 (新規)	宿泊施設におけるトイレの 洋式化や案内表示の多言語 化の補助	50
観光産業の振興	宿泊施設の経営強化・ 魅力発信支援 (新規)	経営強化のためのセミナー 実施やPRの支援	43
観光産業の振興	特別徴収義務者への事務費支援 (新規)	特別徴収義務者への支援	70
観光産業の振興	観光事業者のインバウンド 対応促進 (新規)	多言語対応支援や ビジネスマッチング	40
持続可能な観光振興	マナー啓発事業 (拡充)	映像やパンフレットによる マナー啓発	54
持続可能な観光振興	民泊を含む宿泊施設等の指導強化 (拡充)	環境衛生監視員の増員	147
	宿泊税導入に係る経費	徴税費用等	140
5 (1)～(3) 事業費合計			3,502

※ 個別事業費や総額については、今後、必要な行政需要があることを示すために試算したものである。

よって、宿泊税を財源とした具体的な事業については、今後決定される課税要件と税収見込みに応じて、事業実施年度の予算編成時に検討していくこととなる。

6 行政需要及び使途の考え方

目的税である宿泊税については、福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てることとしているが、それに加え、①新規事業、②既存事業の拡充、③新規事業又は拡充した既存事業の継続、④その他予見することが難しく、緊急性かつ必要性が認められる事業、に充てることが適当であると考えます。

また、宿泊事業者を特別徴収義務者として指定した場合、行政側の徴収の便宜のために、新たな事務やその経費負担を課すこととなるため、宿泊税導入先行自治体と同様、その経費の一部を支援する制度を設けることを検討してはどうか。

なお、今後必要となる観光振興策については、九州のゲートウェイ都市機能強化等の観点から、重要性や優先度が高い事業を選択した。

7 委員からの主な意見

《1.福岡市の現状》

- ・観光という捉え方も幅広くあるが、レジャー観光の人達だけではなく、国際会議の参加や、スポーツ観戦であるとか、学びに来る、そんな色々な方々が集う都市ということで、福岡は重要な位置づけにあると認識。
- ・福岡市が世界とつながって、東アジアにおけるビジネス並びにツーリズムのハブとして、今後も発展していく必要がある。
- ・住んでいる人たちにとってもいかに快適なまちづくりができるかということが、観光施策におけるとても重要なテーマ。
- ・福岡市は、今、M I C E都市として非常に全国的に発展しているが、国際会議の誘致に関しては、より一層強化が必要であり、安定的な財源がなければ国際競争に勝てない。
- ・M I C E会場は博多駅から近いが、やはりパブリックトランスポーテーションがバスしかない。
- ・ビジネスや様々な会議や研修の場としての福岡の特性を十分反映しようとしていることが、福岡市の考えていることの特徴の一つ。
- ・ライオンズクラブの時に、自動翻訳機による多言語システムの導入やW i - F i環境の充実など、ホテルとしてやるべきことを急ピッチに進めていく良いきっかけになった。

《5.今後必要となる観光振興策と事業規模》

- ・市が九州のゲートウェイとしての機能強化を進めることにより、九州全体の観光振興を高めていくということとはよく理解できる。
- ・観光振興による様々な取組は、結果的にそのメリットは必ず市民に戻ってくる。
- ・市内のW i - F iなどの通信環境の整備、国際的な決済のシステム、各種の案内標識の多言語化などにも取り組むべき。
- ・ユニークベニューの開発は、結構お金がかかる。M I C Eの強力な一つの競争のツールとして、もう少し予算が必要。
- ・M I C Eの誘致になると、数年先の営業をしている訳であり、財源が安定していることはM I C E誘致において強みとなる。
- ・観光振興を産業振興の大きな起爆剤にするということは、非常に重要。
- ・M I C Eはいろんな分野で活用でき、商談会や学会が開催され、そこで新たなクリエイティブやイノベーションを創るという意味で非常に効果は大きい。
- ・福岡という都市の国際競争力が高くないと、九州全体の発展ということには拍車がかからない。
- ・観光客の誘致ばかりする時代ではなく、受け入れ可能なキャパシティや年間入込の季節波動を見ながら、来訪者を上手にコントロールしていくことが大事。
- ・危機管理体制は、観光案内が果たすべき役割など、いろんなことを想定されていた方が良い。

第4 宿泊税の課税要件について

本調査検討委員会では、観光振興条例に規定する「宿泊税」の課税要件について宿泊税導入先行自治体の事例を踏まえつつ、宿泊事業者等のほか、広く意見を募集するなどして検討を行った。

1 納税義務者

宿泊税導入先行自治体においては、東京都以外では、すべての自治体がホテル等のほか、いわゆる「民泊」を課税対象に含んでいる。（参考図表①）

また、宿泊事業所へのアンケート等においても、「民泊を含む全ての宿泊施設を対象にし、宿泊料金を問わず、利用者全てを対象にすることで公平性は保たれると考える。」といった意見があった。

以上のことから、課税客体を宿泊行為とした場合には、ホテル等と民泊に違いはないため、ホテル等のほか、民泊（いわゆる違法民泊を含む。）にも課税することが適当であると考ええる。

【参考図表①：宿泊税導入先行自治体における状況（納税義務者）】

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町※
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊） ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設（民泊）	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）
課税標準	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数
納税義務者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者

※ 倶知安町 平成30年第3回定例会(9月議会)にて宿泊税条例案を提案、9月21日継続審査議決。（平成30年11月時点）

2 特別徴収義務者

全ての宿泊税導入先行自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、特別徴収を実施しており、徴収方法は特別徴収とし、申告期限も宿泊税導入先行自治体と同様に毎月末日までに前月分を申告納入（一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入）することが適当であると考ええる。（参考図表②）

【参考図表②：宿泊税導入先行自治体における状況（特別徴収義務者）】

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	俱知安町※
特別徴収義務者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する認定事業者 ・住宅宿泊事業法第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営むもの ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営むもの ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。	・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。	・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。	・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。	・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は3ヶ月ごとに申告納入が可能	毎月末日までに前月1日から同月末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は3ヶ月ごとに申告納入が可能	毎月末日までに前月1日から同月末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は3ヶ月ごとに申告納入が可能	毎月末日までに前月1日から同月末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は3ヶ月ごとに申告納入が可能	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は3ヶ月ごとに申告納入が可能

※ 俱知安町 平成30年第3回定例会(9月議会)にて宿泊税条例案を提案、9月21日継続審査議決。(平成30年11月時点)

3 税率（税額）

税率（税額）については、税収額に大きく影響することから、今後必要となる観光振興策の事業規模を踏まえ検討する必要がある。（P11 参照）

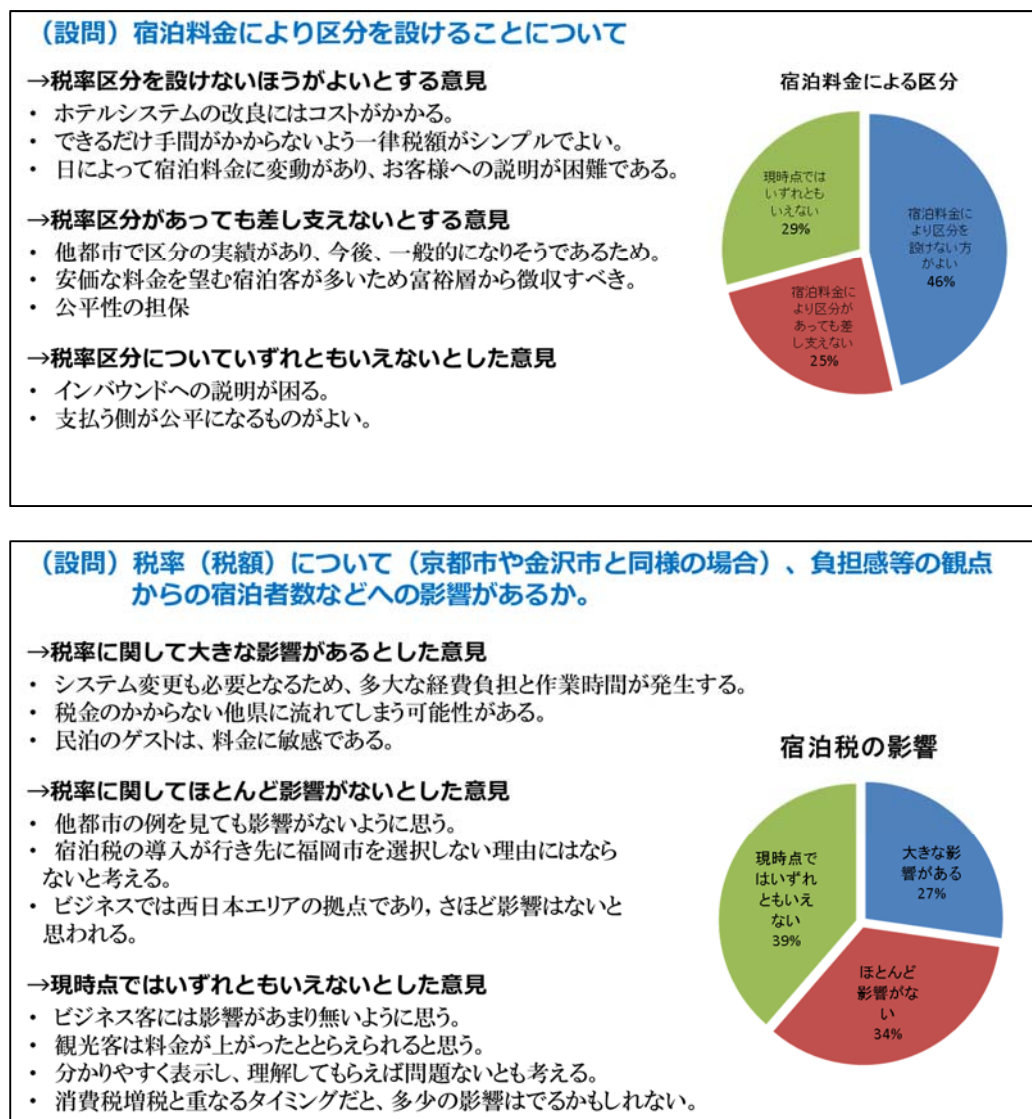
宿泊事業所へのアンケート等では、税率区分に関するものとして「日によって宿泊料金に変動があり、お客様への説明が困難であるため区分は設けないほうがよい。」や「区分を設けて増加する税収が僅かであるならば、税率は一律の税率とすべき。」といった意見のほか、「公平な課税のため、1万円以下に100円の区分を設け3区分とすべき。」や「安価な料金を望む宿泊客が多いため富裕層から徴収すべき。」といった様々な意見があった。（参考図表③）

福岡市では、MICE誘致に向けたホテルの誘致が進められており、ハイクラスのホテルが建設されるとともに、既存のホテルもリニューアルによりグレードの高い部屋が増えていく可能性があり、このような将来的な視点も踏まえつつ、比較的高額な宿泊料金を払える人には、垂直的公平性の観点からより負担してもらうべきといった意見があった。また、宿泊税導入先行自治体のうち、定額の税率を採用するすべての団体で税率区分が2段階から4段階（参考図表④）で設けられているところである。

これらのことを踏まえれば、今後必要となる観光振興策の事業規模を勘案し、一定の税収を確保しつつ、比較的分かりやすくかつ宿泊料金の多寡を税率に反映することができる2段階の税率を採用することとし、また、その税率は同じ基礎自治体である京都市、金沢市の税率を踏まえ、以下の税率が適当であると考ええる。（参考図表④）

一人一泊について、宿泊料金が、2万円未満は200円、2万円以上は500円

【参考図表③：事業所へのアンケートで出された意見（要旨）】



【参考図表④：宿泊税導入先行自治体における状況（税率（税額））】

課税団体	東京都	大阪府		京都市	金沢市	倶知安町※2
		H29年1月 条例施行時	H30年9月議会 改正条例提案※1			
税率	一人一泊について、 宿泊料金が ①1万円未満 課さない ②1万円以上 1万5千円未満 100円 ③1万5千円以上 200円	一人一泊について、 宿泊料金が ①1万円未満 課さない ②1万円以上 1万5千円未満 100円 ③1万5千円以上 2万円未満 200円 ④2万円以上 300円	一人一泊について、 宿泊料金が ①7千円未満 課さない ②7千円以上 1万5千円未満 100円 ③1万5千円以上 2万円未満 200円 ④2万円以上 300円	一人一泊について、 宿泊料金が ①2万円未満 200円 ②2万円以上 5万円未満 500円 ③5万円以上 1,000円	一人一泊について、 宿泊料金が ①2万円未満 200円 ②2万円以上 500円	一人一泊または 一部屋一泊の ①宿泊料金の2%
税率区分	3段階	4段階	4段階	3段階	2段階	定率制

※1 大阪府 平成30年9月定例会にて宿泊税条例の改正条例案を提案，10月24日成立。

※2 倶知安町 平成30年第3回定例会（9月議会）にて宿泊税条例案を提案，9月21日継続審査議決。（平成30年11月時点）

4 免税点

免税点については、東京都及び大阪府においては、免税点を設け、一定の宿泊料金未満の場合、課税の対象とならない仕組みとしている。（参考図表⑤）

一方、福岡市と同じ基礎自治体である京都市では、低額な宿泊料金の宿泊客についても、京都市の行政サービスを一定程度享受しており、すべて宿泊客に、広く負担を求めることが望ましいことから、免税点は設けないこととしており、金沢市においても同様に免税点を設けていない。

福岡市においても、より住民に近い形で観光施策を行っているという共通点があることを踏まえれば、宿泊者は、行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点を踏まえ、広く負担を求めることが望ましいことから、免税点については、設けないこととするのが適当であると考ええる。

【参考図表⑤：宿泊税導入先行自治体における状況（免税点）】

課税団体	東京都	大阪府		京都市	金沢市	倶知安町※2
		H29年1月 条例施行時	H30年9月議会 改正条例提案※1			
免税点	1万円	1万円	7千円	なし	なし	なし

※1 大阪府 平成30年9月定例会にて宿泊税条例の改正条例案を提案，10月24日成立。

※2 倶知安町 平成30年第3回定例会(9月議会)にて宿泊税条例案を提案，9月21日継続審査議決。(平成30年11月時点)

5 課税免除

京都市においては、修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者について課税免除を行っているが、本調査委員会が行った宿泊事業所等へのアンケート等では、課税免除を設けることについて「基準が難しく、経理作業も煩雑になる。」や「京都市ほど修学旅行が多いわけではないため、手間を増やすメリットがあまりない」といった意見が多かった。（参考図表⑥，⑦）

以上のことから、福岡市においては、特別徴収義務者（宿泊事業者等）の事務負担等を踏まえ、課税免除は設けないことが適当と考える。

【参考図表⑥：宿泊税導入先行自治体における状況（課税免除）】

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町※
課税免除	なし	なし	・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する児童，生徒，学生，引率者	なし	・小学校、中学校、高校の修学旅行生、研修旅行生及び引率教員 ・倶知安町で職場体験又はインターンシップのために宿泊料金を支払って宿泊する中学生、高校生、専門学校生及び大学生

※ 倶知安町 平成30年第3回定例会(9月議会)にて宿泊税条例案を提案，9月21日継続審査議決。(平成30年11月時点)

【参考図表⑦：福岡市と京都市における修学旅行受入数の比較】

課税団体		福岡市※1	京都市※2	全国修学旅行対象生徒数※3
修学旅行受入数	平成27年度	約3万人	約109万人	約339万人
	平成28年度	約3万人	約110万人	約332万人

※1 福岡市経済観光文化局資料より

※2 京都市観光総合調査(平成28年(2016年)1月～12月)より

※3 文部科学省学校基本調査より

6 入湯税

入湯税においては、宿泊と日帰りで税率に区分を設けており(参考図表⑧)(宿泊150円、日帰り50円)、宿泊税の創設によって、宿泊行為に新たな負担が生じることについて整理が必要であると考えられるところである。

宿泊税の創設に伴う、納税義務者の二重の負担について、軽減を図るため、以下の税率とすることが適当であると考ええる。

入湯税について、

宿泊1人1泊が50円(現行150円から減額)、日帰り50円(改正なし)

参考図表⑧：福岡市の入湯税(法定目的税)について

福岡市の入湯税(法定目的税)について

○使途

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用 ※福岡市は消防施設整備事業費に全額充当

○課税客体(納税義務者)

鉱泉浴場における入湯行為(鉱泉浴場における入湯客)

○徴収方法

特別徴収・・・特別徴収義務者(※鉱泉浴場経営者)が入湯客から入湯税を徴収し、納入する。
※平成30年度 17事業者(18施設)

○税率

宿泊の入湯客 1人1泊あたり 150円
日帰りの入湯客 1人1日あたり 50円

○調定額等推移

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入湯人員	19.9万人	24.1万人	39.7万人	42.3万人
(宿泊)	(9.3万人)	(13.4万人)	(28.0万人)	(29.4万人)
(日帰り)	(10.6万人)	(10.7万人)	(11.7万人)	(12.9万人)
調定額	約1,900万円	約2,600万円	約4,800万円	約5,100万円

※出典：福岡市税務統計 他

【参考】

○京都市税率

宿泊の入湯客 1人1泊あたり 150円
日帰りの入湯客 1人1日あたり 100円

○金沢市税率

宿泊の入湯客 1人1泊あたり 150円
日帰りの入湯客 1人1日あたり 100円

○倶知安町税率

宿泊の入湯客 1人1泊あたり 150円
(1週間以上の長期宿泊の場合は70円)
日帰りの入湯客 1人1日あたり 70円

【参考】 宿泊税の課税要件の考え方（まとめ）

項目	要件	考え方
課税客体 (課税標準) (納税義務者)	福岡市内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、 簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊 事業を営む施設	課税客体を宿泊行為とした場合には、ホ テル等と民泊に違いはないため、ホテル 等のほか、民泊（いわゆる違法民泊を含 む。）にも課税することが適当と考える
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者 から宿泊税を徴収し、納入する。）	全ての宿泊税導入先行自治体において、 宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、特 別徴収を実施しており、徴収方法は特別 徴収とし、申告期限も宿泊税導入先行自 治体と同様に毎月末日までに前月分を 申告納入（一定の要件を満たす場合は3 か月ごとに申告納入）することが適当と 考える
特別徴収義務者	・旅館業または住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する と認める者	
税率(税額)	1人1泊について、宿泊料金が 2万円未満・・・200円 2万円以上・・・500円 税收規模：24.3億円程度	今後必要となる観光振興策の事業規模 を勘案し、一定の税收を確保しつつ、比 較的分かりやすくかつ宿泊料金の多寡 を税率に反映することができる2段階 の税率を採用することとし、また、その 税率は同じ基礎自治体である京都市、金 沢市の税率を踏まえ、左記の税率が適当 と考える
免税点	なし	宿泊者は、行政サービスを一定程度享受 しており、課税の公平性の観点を踏ま え、広く負担を求めることが望ましいこ とから、免税点については、設けないこ ととするのが適当と考える
課税免除	設けない	特別徴収義務者（宿泊事業者等）の事務 負担等を踏まえ、課税免除は設けないこ とが適当と考える
入湯税	宿泊1人1泊 50円 (現行150円から減額) 日帰り 50円 (改正なし)	宿泊税の創設に伴う、納税義務者の二重 の負担について、軽減を図るため、左記 の税率とすることが適当と考える

7 委員からの主な意見

《1.納税義務者》

- ・違法民泊の問題や地域住民に対するケアなどに財源を充てるのであれば、広く税金をかける必要がある。
- ・納税義務者について、いわゆる民泊についても含めていることや、免税点が無いことについては、公平性の観点から広く課税すべき。
- ・民泊はこれから増えていくと思うので、広くとることが必要。

《2.特別徴収義務者》

- ・納税義務者は、それぞれ払うわけにはいかないもので、先行事例から見ても、宿泊業者が特徴義務者になると思う。

《3.税率》

- ・特別徴収義務者を宿泊事業者にお願いするのであれば、できるだけ負担を少なくすることを考える必要がある。
- ・事務手続きがシンプルな制度設計になるとありがたい。均一にすることが一番よいのではないか。
- ・競争力の観点からは、あまり高く税金をかけないというのがいいと思う。
- ・2万円以上は500円ということにどのような影響があるのか懸念される。
- ・全国展開しているチェーングループのホテルもあるので、あまり全国バラバラだと事業者の方も徴収が大変。
- ・金沢市をモデルにしているということで説明もしやすい。

《4.免税点》

- ・今の福岡市の宿泊者数や宿泊単価の問題などを総合的に考えると、基本的に全体から広くとっていただくべき。

《5.課税免除》

- ・修学旅行生の取り扱いについては、福岡市の3万人と対比すると京都市は100万人で特殊事情がある。
- ・宿泊事業者の方からすれば徴収作業がかなり大変になると思うので、修学旅行生の課税免税は考えにくい。

《6.入湯税》

- ・入湯税について宿泊の150円について配慮しようということは、各市の判断で十分ありえる判断だと思う。
- ・入湯税の問題があるから、宿泊税の導入に踏み切れないという都市も結構ある。
- ・宿泊税を導入することで、入湯税をわかりやすく整理するということは、全国的なモデルケースになり得る。
- ・宿泊税と納税義務者が重複しないように配慮する必要もある。

第5 おわりに

本調査検討委員会における基本的な役割は、福岡市の観光振興に関しての使途をより明確で合理的なものとなるよう観光振興等の具体化を進めていくことと、その負担をどのように求めるかという基本的な仕組みをより現実的で合理的なものにすることの2点を車の両輪とし、各委員と議論を行うとともに、宿泊事業者のほか、広く意見を募集するなどし、検討を行ったところである。

新たな財源を確保する場合に必要なことは、まずは、負担していただく方に納得して支払っていただくことである。そのためには、使途の透明性の観点から、宿泊税がどのような事業に充当されたかなど納税者に対する説明責任をしっかりと果たしていく必要がある。

また、福岡市が観光振興に関する将来の方向性をより明確にし、体制の充実等も図りながら、その使途と負担の両輪をバランスよく機能させ、今後の観光振興策を推進していく必要がある。

宿泊税の創設にあたって、福岡市におかれては、地方自治の原則である基礎自治体優先の考えや税の原則である公平・中立・簡素の考えを踏まえ、関係団体とも必要な調整を図りつつ制度の構築を行うとともに、引き続き納税者や特別徴収義務者をはじめとする関係者に丁寧な説明に努められたい。

福岡市観光振興条例では、施行後5年ごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

本調査検討委員会としても、上記検討にあたっては、観光振興の施策の効果について十分に検証することが必要と考えている。

最後に、報告書の作成のため、アンケートにご協力いただいた宿泊事業者の皆様、また、意見募集にご意見をいただいた皆様方に、厚くお礼を申し上げます。

平成30年11月
福岡市宿泊税に関する調査検討委員会 一同

参考１ 検討経過（平成 30 年）

時期	動き
平成 30 年 3 月～9 月	福岡市議会の有志議員による勉強会（計 15 回） ・宿泊事業者団体からのヒアリング ・有識者ヒアリング ・他都市視察 ・総務省意見交換
9 月 5 日	福岡市観光振興条例案を議員提案により福岡市議会（9 月定例会）に提出
9 月 14 日	福岡市観光振興条例案が福岡市議会（9 月定例会）で可決
9 月 14 日	市の方針として「速やかに具体的な検討を行う」と決定
10 月 3 日	第 1 回福岡市宿泊税に関する調査検討委員会
10 月 5 日	宿泊事業所へアンケートの実施（10 月 17 日期限）
10 月 24 日	第 2 回福岡市宿泊税に関する調査検討委員会
10 月 29 日～11 月 16 日	「宿泊税の考え方について（案）」意見募集
11 月 27 日	第 3 回福岡市宿泊税に関する調査検討委員会

参考２ 委員名簿

氏名	役 職 等	備考
金子 新	福岡市ホテル旅館協会 会長	副委員長
合野 弘一	福岡観光コンベンションビューロー 専務理事	
田中 治	同志社大学法学部 教授	委員長
山下 真輝	株式会社 J T B 総合研究所 主席研究員	

参考３ 福岡市宿泊税に関する調査検討委員会 設置要綱

（設置）

第１条 福岡市観光振興条例（平成 30 年福岡市条例第 55 号）に定める宿泊税（以下、「宿泊税」という。）等に関する調査検討を行うため、福岡市宿泊税に関する調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（調査検討課題）

第２条 委員会は、次の事項について調査検討するものとする。

- （１） 宿泊税に関すること
- （２） その他観光振興等に関すること

（構成）

第３条 委員会は、委員 4 人で構成する。

２ 委員会の委員は、観光振興又は税財制度について学識を有する者から、市長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第４条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

２ 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

３ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、これを代理する。

（会議）

第５条 委員会の会議は委員長が招集し、これを進行するものとする。

２ 委員会は、必要があると認めるときは、学識を有する者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（会議の公開）

第６条 会議は原則公開とする。ただし、会議における審議内容が、福岡市情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、または、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない。

（経費の支弁）

第７条 市は、委員会の委員に対し、会議の出席に対して報償費及び交通費を支弁するものとする。

（事務局）

第８条 委員会の庶務及び検討の補佐をするため、事務局を経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課及び財政局税務部税制課に置く。

（規定外事項）

第９条 この要綱に定めのない事項で、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 27 日から施行する。

参考 4 福岡市観光振興条例（平成 30 年福岡市条例第 55 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、観光振興に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、観光振興に必要な事項を定めることにより、観光振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 観光振興に当たっては、本市が有史以前から大陸との交流窓口並びに外交及び貿易の拠点として世界とつながっており、独自の文化及び個性を育んできた国際交流都市であることを認識しなければならない。

2 観光振興は、余暇活動（余暇を利用して、学習、教育、娯楽、保養等の目的で活動することをいう。）、事業活動、会議、研修、運動競技等様々な目的を有する旅行者の来訪及び交流を促進するものであることを認識しなければならない。

3 観光振興に当たっては、それが様々な産業に幅広く波及効果をもたらすものであり、本市経済の活性化に寄与し、あわせて市民が利益を享受するものであることを認識しなければならない。

4 観光振興に当たっては、集客交流が新しい事業機会の創出、イノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 2 条第 5 項に規定するものをいう。）、本市の知名度の向上、地域経済の活性化等新たな価値を生み出すものであることを認識しなければならない。

5 観光振興に当たっては、市民が誇りと愛着を持つことができる地域社会の発展を通して観光振興を推進することが、豊かな市民生活の実現のために重要であることを認識しなければならない。

6 観光振興に当たっては、法令等を遵守した公正な競争の下における観光振興が重要であることを認識しなければならない。

7 観光振興は、九州の玄関口としての福岡市の役割を認識し、九州内の地方公共団体との連携を図ることを旨として、行われなければならない。

8 観光振興は、旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるようにすることを旨として、行われなければならない。この場合においては、市民生活との調和に配慮するものとする。

（市の責務）

第 3 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光振興に関する施策を実施するものとする。

（市民の役割）

第 4 条 市民は、基本理念にのっとり、観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光産業の振興)

第6条 市長は、観光に関する産業の生産性の向上及び観光振興に寄与する人材の育成に必要な施策の実施その他の観光に関する産業の振興に必要な施策を講ずるものとする。

(受入環境の整備)

第7条 市長は、国内外からの旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるよう、観光を取り巻く情勢の変化に対応した受入環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光資源の魅力の増進等)

第8条 市長は、国内外からの旅行者の来訪の促進を図るため、地域の食、歴史、文化、自然その他の観光資源の魅力の増進及び新たな観光資源の発見、国内外に向けた魅力の発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(MICEの振興)

第9条 市長は、MICE（国際会議その他の多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントをいう。以下同じ。）の受入環境の整備、誘致体制の強化その他のMICEの振興に必要な施策を講ずるものとする。

(持続可能な観光の振興)

第10条 市長は、宿泊施設に関する法令の適切な運用の確保、良質な宿泊施設に係る情報の提供その他の市民生活との調和に配慮した持続可能な観光振興に必要な施策を講ずるものとする。

(財源の確保)

第11条 市長は、この条例に基づく施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

2 前項に規定するもののほか、宿泊税については、別に条例で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後5年ごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

参考5 福岡市の現状（福岡市観光振興条例案補足説明資料より）

1 急増する交流人口

- 国は、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数が、2020年に4,000万人、2030年に6,000万人に増加する目標を掲げ、施策を推進。
- 福岡市においては、「福岡観光・集客戦略」策定前の2012年と比べると、
 - ・ 入込観光客数は、4年で約1.2倍の2,050万人(2016年)
 - ・ 宿泊客数は、4年で約1.4倍の727万人(2016年)
 - ・ 国際会議開催件数は、4年で約1.5倍の383件(2016年)
 - ・ 外国人入国者数は、5年で約3.7倍の298万人(2017年)⇒ 観光・MICEによる交流人口は増加し、今後も拡大する見通し。

2 増加する観光消費額

- 観光消費額は、4年で約1.4倍の4,534億円(2016年)

3 多様化する海外からの旅行者

- 国籍別延べ宿泊者外国人構成比(2016年)は、韓国38.1%、台湾19.3%、中国11.9%、香港11.8%、北米4.3%、タイ3.7%、イギリス0.7%、オーストラリア0.6%、カナダ0.5%等となっている。
- 海外からの旅行者の訪問先は、都心部だけでなく、香椎宮、筥崎宮、志賀島、アサヒビール園、マリノアシティ、能古島等の都心部以外にも広がっている。
また、観光情報サイト「よかなび」の閲覧状況を分析すると、英語では東長寺の閲覧が多く、中国語（繁体字）では福岡市鮮魚市場の閲覧が多くなる等、言語別に興味が多様化していることが分かる。

4 増加する宿泊需要と多様化する宿泊形態

- 客室稼働率は、5年で11ポイント増の84%(2017年)
- 市のホテル・旅館の客室数は、5年で約1.1倍の25,827室(2017年)
- 2017～2019年度で47棟、6,292室増加見込み(2018.3.1現在の見込み)
- 市の簡易宿所の軒数は、2015年と比較して約3.1倍の135軒
客室数は、同年比約2.5倍の760室(2017年)
- 住宅宿泊事業法に基づく届出施設数は317件(2018年7月末現在)

5 民泊対策

- 平成 30 年 6 月に住宅宿泊事業法が施行され、民泊を行う事業者には、事業を適切に実施するための措置が課された。また、同時に旅館業法が改正され、行政には、無許可営業施設への立入権限が付与される等、違法民泊への監視指導権限が強化された。
- 福岡市では、住宅宿泊事業法等の施行に併せて、
 - ・ 環境衛生監視員の増員による監視指導体制の充実
 - ・ 福岡県警との連携による悪質な違法民泊への取締り強化
 - ・ 民泊に関する相談等に迅速に対応するため、福岡県、福岡県警、九州地方整備局等の関係機関との連絡会議を設置・開催
 - ・ 住宅宿泊事業法の制度内容や市の取組等をまとめたリーフレットの作成・配布等を行い、健全な民泊の推進に向け取り組んでいる。

6 福岡市の課題

- 国内外からの旅行者の増加への対応
- 観光産業の生産性の向上，人材の確保
- 旅行者の増加による市民生活上の課題
- 観光資源の活用
- M I C E の誘致競争の激化
- 増加する民泊への対応

〈福岡市の現状と成果に係る関連するデータ・グラフ：福岡市観光統計より〉

外国人入国者数の比較



入込観光客数（推計）の推移

(万人)

観光による経済効果（2010年試算値等）

	観光消費額	経済波及効果	雇用効果	税収効果
2010年	3,213億円	4,680億円*1	3.3万人	512億円
2016年	4,534億円	5,320億円*2	増加	増加



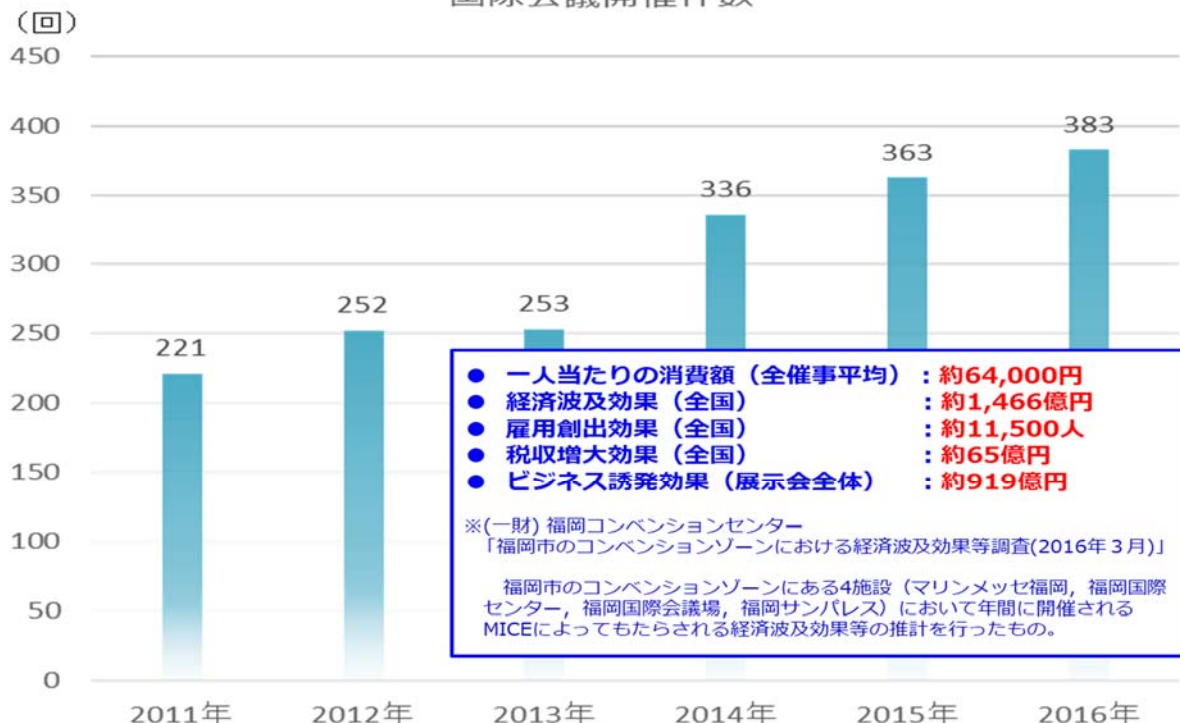
外国人延べ宿泊数(推計値)

(単位:千人)

国・地域	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
						構成比
韓国	274	285	410	781	1,034	38.1%
中国	63	60	105	254	323	11.9%
香港	38	61	121	238	320	11.8%
台湾	155	198	267	424	523	19.3%
アメリカ	39	47	51	58	104	3.8%
カナダ	3	5	6	11	13	0.5%
イギリス	5	6	7	12	19	0.7%
ドイツ	5	4	5	5	9	0.3%
フランス	3	3	4	7	8	0.3%
シンガポール	8	12	24	39	42	1.5%
タイ	25	30	70	110	101	3.7%
オーストラリア	8	6	9	13	17	0.6%
その他	66	90	122	143	198	7.3%
外国人計	692	807	1,201	2,095	2,711	100.0%
対前年比	124.2	116.6	148.8	174.4	129.4	-

※観光庁「宿泊旅行統計調査」を基に推計。

国際会議開催件数



福岡市におけるホテル・旅館の客室数及び客室稼働率の推移



※ 2017年客室数は9月末現在の客室数
2017年客室稼働率は速報値

宿泊施設の状況

(単位: 軒、人、室)

区分	ホテル・旅館			簡易宿所 (2015年から新たに記載)			合計		
	数(軒)	客室数	定員数						
2012年	198	24,106	37,003						
2013年	198	23,871	36,773						
2014年	196	23,979	37,261						
2015年	198	24,495	38,308	43	305	3,355	241	24,800	41,663
2016年	197	24,502	39,022	55	372	3,938	252	24,874	42,960
2017年	209	25,827	42,067	135	760	5,782	344	26,587	47,849

※福岡市が営業を許可している宿泊施設のうち、旅館業法の分類によるホテル・旅館・簡易宿所の集計したもの(資料:「福岡市内旅館施設一覧表」)

なお、下宿営業、社員寮や保養所、風俗関連営業を除いた施設を対象。ただし、社員寮・保養所のうち一般客受入のある施設は、ホテル・旅館に含めている。
2015年より、新たに簡易宿所についても記載。

※2017年は9月末現在。

〈民泊に関する相談件数：保健福祉局提供〉

	28年度	29年度	30年度(7月末)
民泊を行うための許可取得相談件数	535	648	430
民泊に関する苦情件数	96	169	62